

## 多摩大学 教育・研究等環境の整備に関する方針

多摩大学、及び多摩大学大学院は、使命・目的の実現に向け、教育・研究等環境の整備に関する方針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 施設・設備の整備に関する方針

学生・院生(以下、「学生」という。)の学修、及び教員の教育・研究活動を推進するために、キャンパス整備に関する中長期的な計画に基づき、校地、校舎、施設、設備の維持管理、ならびに安全性、利便性、及び衛生面を考慮し、効果的な環境整備に努める。

#### 2. 図書館・学術情報サービスの整備に関する方針

- (1) 学生の学修、及び教員の教育・研究活動に必要な図書、雑誌、その他のメディアによる学術情報の体系的な収集、蓄積、保存管理、提供に努める。
- (2) 学術情報基盤としての、図書館の機能強化、及び学術情報サービスの充実を図る。
- (3) また、学生の学修、及び教員の教育・研究の多様なニーズに応えるため、資料、及び情報リテラシー教育等の専門的な知識を有する者の配置、適切な座席数、スペース、開館時間の確保等、利用者の能動的活動を促進する図書館サービス環境の整備に努める。

#### 3. 情報環境の整備に関する方針

- (1) 学生の学修、及び教員の教育・研究活動が円滑かつ効果的に行えるように、安全性、利便性、信頼性に配慮した学内ネットワーク、及び本学の教育・研究に適した情報環境を整備するとともに、DXの利活用を促進する。
- (2) また、諸規程に基づき、情報環境を利用する大学構成員への情報セキュリティ、及び情報倫理等の周知を徹底する。

#### 4. 教員の教育・研究等環境の整備に関する方針

- (1) 教員の教育・研究活動の質向上、及び活性化を図るため、それぞれの事情に応じて以下の事項を実施する。この際、研究環境への満足度調査等を活用する。
  - ① 教員が教育・研究を行うのに適した研究室・研究費の弾力的な運用
  - ② 外部資金獲得支援
  - ③ サバティカル制度の運用
  - ④ その他必要な事項
- (2) 研究倫理については、関係法令・ガイドラインを踏まえた規程、及びコンプライアンス体制を整備するとともに、研修等を通じた周知と確実な履行を図る。

以上

この方針の改廃は、教育・研究推進センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

#### 附則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。